

## ○福祉サービス制度について

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での介護、外出時の移動中の介護等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により移動が難しい人に移動の援護、代筆や代読をなどの支援、排せつや食事等の介護その他外出の際に必要な援護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するための支援、外出する際の支援を行います。
	重度障害者包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを組み合わせ提供します。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	共同生活援助 (GH)	共同生活を行う住居で、相談・入浴・食事の介護やそのほかの日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。
訓練等給付	自立訓練 (機能・生活)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労支援移行	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。
計相談	相談支援	相談員が生活に対する意向や悩みを聞きながら利用計画を作成し、障害福祉サービスの事業者と連絡調整を行います。

※福祉サービスを利用する場合、市町村で認定調査が必要になります。